

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成20年9月12日

釜石地方振興局長 若 林 治 男

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 大槌商業開発株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 シーサイドタウンマスト 上閉伊郡大槌町小槌第27地割3番地4
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成20年9月1日
- (5) 変更の理由 来客の利便の向上を図るため

2 届出年月日 平成20年8月27日

3 縦覧場所 釜石地方振興局企画総務部及び大槌町役場